

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

1 審原告 松田正 外186名

1 審被告 関西電力株式会社

## 検証申出書

平成28年2月19日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同 弁護士 笠原一浩

一審原告らは、以下の通り、福島第1原発事故の周辺地域の検証を申し出る。

### 第1 検証の必要性

- 1 福島第一原発事故以前の原発訴訟においては、裁判所は、原発の安全審査の目的について、原発事故は「万が一にも」起きてはならないことにある、と厳格な判断を示したにもかかわらず、その具体的あてはめ（結論）においては、その厳格さは貫徹されず、その結果として、原告側敗訴の判決がなされてきた。
- 2 たとえば、浜岡原発運転差止訴訟の2007年（平成19年）10月26日の静岡地裁判決は、原発の耐震設計について、「確かに、我々が知り得る歴史上の事象は限られており、安政東海地震又は宝永東海地震が歴史上の南海トラフ沿いのプレート境界型地震の中で最大の地震でない可能性を全く否定することまではできない。」と認めながら、「しかし、このような抽象的な可能性の域を出ない巨大地震を国の施策上むやみに考慮することは避けなければならない」とした（同判

決114～115頁)。ここでは、原発事故の過酷さ、それゆえに求められる高い安全性の判断について、裁判所が思い悩んだ形跡が全くみられない。

- 3 この浜岡原発静岡地裁判決をはじめとして、これまでの裁判所は、原発事故を、航空機事故や鉄道事故など、他の科学技術と同列に扱ってきたと言わざるを得ない。つまり、裁判所は、原発事故の「被害の限定性」「被害の救済可能性」について、他の科学技術と同列の想定をし、相対的安全性で足りるとしていたということではないかと思われる。
- 4 このような想定が誤りであったことは、すでに福島第一原発事故が事実をもって示したところである。すなわち、福島第一原発事故は、あらためて原発事故の「被害の無限定性」であり「被害の救済不可能性」を示した。甚大な被害を発生させる原発事故は「万が一にも」起きてはならないのであるから、これを貫徹すれば、原発を他の科学技術と同列に扱うことは誤りであり、原発が重大な事故を発生させないことについては絶対的安全性が求められるというべきである。
- 5 本件における中心的争点は、地震の危険性であるが、この争点との関連でも、被害論は、「常に」参照されなければならない。たとえば、地震の想定との誤りという個別の論点において、その想定が誤っていた場合には、どのような被害が生ずるのかが、参照されなければならない。どのような事故が発生しうるのかが適切に理解されていなければ、個々の論点における判断も、おのずと誤ったものとなる可能性が常にあるからである。
- 6 一審原告らは、過去の原発訴訟において、原発事故の被害の深刻さ、多様さ、広範さ、について、主張・立証の努力が不足していたのではないかと、その結果、福島第1原発事故を防止できなかったのではないかと、との反省に立ち、福島第1原発事故の被害者がそれぞれの状況において被ったさまざまな被害は、そのひとつひとつが今後防止すべき被害であり、その実感を深めることが、司法による安

全性審査の基礎にあるべきと考える。

- 7 一審原告らは、これまで、福島第1原発事故の被害について、映像資料をはじめとする証拠を提出してきたが、福島第1原発事故の被害を把握するのに、最も簡易かつ適切な方法は、被害を受けた現場に行き、被害を受けた者から直接話を聞き、放射能に汚染された大地を歩き、取返しのつかない被害を実感していただくことである。
- 8 裁判所におかれては、自然現象の想定外の誤りや各技術の瑕疵について心証形成する際にも、「万が一にも」発生してはならない被害が現に発生したこと、この被害が二度と繰り返されてはならないことを踏まえて、心証形成を行っていただくために、是非、検証を実施していただきたい。

## 第2 証明すべき事実

福島原発事故によって深刻で回復不可能な被害がもたらされたこと

## 第3 検証の場所・対象

福島県飯舘村内

具体的な検証の対象及びルートは、甲252のとおり。

なお、甲252「飯舘村現地調査報告書」は、現在、原子力損害賠償紛争解決センターに係属している、「かえせ飯舘村」飯舘村民損害賠償等申立事件」の審理として、2015年11月9日に実施された、現地調査の報告書である。本件検証においても、これと同様の内容にて、実施していただきたい。

なお、抗告人らとしては、検証手続の実施が裁判所の著しい負担となるようであ

れば，この形式にこだわるものではなく，より簡易な手続きでも構わないと考えているので，この旨，付言する。

以上